

## スポーツ・文化・観光振興施策についての提言（案）

スポーツや文化は、人に夢や感動を与え、地域への誇りと愛着を高める。地方には、充実したスポーツ環境、豊かな芸術文化、伝統文化や文化財、そしてそれらを守り育む人の絆といった、あまたの「宝」が存在する。

観光もまた、癒やしや感動、知識・見聞を与え、地域に人を呼び込む。観光関連産業は、他産業に広く影響を及ぼす地域経済の主要な担い手であり、地方創生・日本成長の切り札である。

いよいよ本年はラグビーワールドカップ 2019™ が開催され、来年には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会も開催されるどころであり、地方としてもそれらの成功を願うとともに、盛り上げを図ってまいりたい。

あわせて、民間団体が大会の成功に向け、自ら積極的に取組を始めてきており、こうした民主導の盛り上がり全国に広がることを期待する。

また、近年の訪日外国人旅行者数は大きく伸びておりはめざましく、~~昨年~~は 3,000 万人を超えた。~~2,800 万人を超え、2020 年に 4 千万人を~~目指す政府目標の達成に向けて好調に推移している。~~このような中、国においては~~も、スポーツ・文化・観光の融合を象徴する東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やその後を見据えた、地域のスポーツ・文化芸術資源を活用したまちづくり、文化財保護制度の見直し、国際観光旅客税を活用したインバウンド等の観光客受入環境の整備などの施策が次々と打ち出されており、こうした対応を評価するとともに、地方においても、~~2020 年に向けて取組を~~更に取組を加速させていきたい。

一方で、本格的な人口減少社会を迎え、地方は、少子高齢化の進行や若者の流出など、厳しい現実直面している。また、東日本大震災や熊本地震等からの復興の取組が続いている中であっては、それぞれが持つ「宝」を磨き、スポーツ・文化・観光の「人と人、心と心を結ぶ力」を最大限に生かしながら、互いの連携のもと、世界の活力を取り込み、個性と魅力にあふれた地域をつくり、未来を切り拓いていかねばならない。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のみならず、~~今後数年の内に、~~ラグビーワールドカップ 2019™、~~今後も~~ワールドマスターズゲームズ 2021 関西、第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) など大規模な国際大会が開催される。地方も、開催に向けた気運を一層盛り上げ、大会の成功に貢献し、その効果を全国津々浦々に波及させるとともに、大会後もこうした地域のスポーツ・文化・観光資源を活用した取組を継続的に展開し、地方創生の実現へと繋げていくことを強く望んでいる。

ついては、国においても、こうした地方の実情と取組を踏まえ、次の事項を講じるよう強く要請する。

# 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の全国への波及

## (1) 地方が国際大会に貢献するための取組支援

地方における選手強化の取組、事前キャンプの誘致、指導者やボランティア等を含めた人材育成、障害者スポーツの推進などに対して支援を行うとともに、大会後もそのレガシー（遺産）が国内全域に広がるよう、継続的な支援を講じること。

また、「希望の道を、つなごう。／Hope Lights Our Way」のコンセプトの下、全国で展開される聖火リレーについては、セレブレーション、文化プログラム等と合わせて、各地の魅力や特色を国内外に発信できる場となるよう、地方の取組に対する十分な支援措置を講じること。

さらに、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西や第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)、その他の各種国際競技大会等の開催は、集客効果による地域経済の活性化に加え、地域文化の活性化、国際交流等にも寄与することから、これらの取組を支援するとともに、国民のスポーツへの関心を高め、地域活性化にもつながる事前合宿等を円滑に招致・実施できるよう、地方公共団体への積極的な情報提供や支援を行うこと。

## (2) 文化プログラムの成功に向けた取組支援

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムに向けては、宝くじ収益金の活用や地域の文化芸術活動への支援充実等が図らが行われている。

その実施に当たっては、今後も地域の核となる文化施設の活性化を図るとともに、国際的な芸術祭の開催や若者を中心とした新たな文化創造、障害者の芸術文化の振興、地域に根差した特有の文化の振興、国民文化祭の新たな展開など、地方における文化芸術活動への支援のさらなる充実・強化を図ること。

また、文化プログラムへの取組を一過性のイベントとすることなく、大会後もしないよう、2020 年以降にその成果を生かすことができるプログラム等に対する重点的よう 2020 年以降も支援を継続検討すること。

## (3) 大会における多様な日本文化・地方文化等のアピール

日本博などの文化プログラムや大会開会式等において、和文化の象徴的存在である「きもの」や生け花・盆栽、地域の祭り、神楽やアイヌ古式舞踊などの伝統芸能をはじめとする国指定重要無形民俗文化財など、日本の伝統文化を発信する場を創設すること。

特に各地に残されている神話・伝承・歴史的文化財について、我が国の発祥や東日本

大震災や熊本地震等からの復興を世界にアピールする観点から、開会式セレモニー等に採用すること。

また、選手村をはじめとするオリンピック関連施設に、~~「おける国産材等の使用を通じてによるCLTや製材品等の本質素材を率先して利用し、~~日本が誇る「木の文化」を全世界にアピールするとともに、施設で提供される食材について、広く全国の農林水産物が使用されるよう、GAP等の取得促進に向けた各地の取組を継続的に支援すること。

#### ~~(4) 「ラグビーワールドカップ 2019™」及び「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」などの開催等に対する支援~~

~~集客効果による地域経済の活性化に加え、地域文化の活性化、国際交流等に寄与する「ラグビーワールドカップ 2019™」及び「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」、その他の各種国際競技大会等の開催を支援するとともに、国民のスポーツへの関心を高め、地域活性化にも資する事前合宿等を円滑に招致・実施できるよう、地方公共団体への積極的な情報提供や支援を行うこと。~~

~~また、開催に向けて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会との相乗効果を高める積極的な広報活動の展開など、国内外での気運醸成や、これを契機とした生涯スポーツの振興に向けた取組を推進すること。~~

#### ~~(45) 訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策の実施~~

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を、外国人観光客の全国各地への誘導と周遊・滞在の促進、地域経済活性化に寄与する好機と捉え、大会開催及びその前後の期間を対象とし、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設するなど、「訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策」について積極的に講じること。

## 2 スポーツ・文化を生かしたまちづくりの推進

### (1) トップアスリート・アーティストの育成・強化

世界レベルのアスリートやアーティストの育成・強化については、競技や分野の特性を踏まえ、官民の適切な役割分担のもと、必要な施設整備も含めて国が前面に立つて行うこと。その際、選手・芸術家の育成環境については、地域の資源を生かす視点から検討するとともに、選手・芸術家の目線に立ち、心身を癒やししながらトレーニングや芸術活動に集中できる環境となるよう十分考慮すること。

また、次世代を牽引する人材の発掘・育成のために地方が実施する各種取組への支援を強化すること。

### (2) 基盤施設整備に対する支援の充実

公立スポーツ・文化施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化等について、地方財政措置の充実が図られているところであるが、地域のスポーツ・文化振興の中核となる基盤施設整備については、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長を含め、財政支援制度を一層充実させるとともに、既存制度のより弾力的で柔軟な運用等を図ること。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で整備された競技用具の国体等における活用について配慮すること。

### (3) スポーツを生かしたまちづくりの推進

選手が競技引退後も指導者として活躍できる環境づくりなど、地方における選手強化や指導者の育成の一体的推進を図るとともに、障害者スポーツの推進実施環境の整備や活動支援、さらには高齢化の一層の高齢化の進行を見据え、健康寿命の延伸にもつながる生涯スポーツを通じた健康増進の取組などに対する支援をさらに充実・強化すること。

また、食事やトレーニングメニューの提供、医療的ケア等を一体的に行うアスリートファーストの視点からのスポーツキャンプ地づくりのほか、通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携して支援すること。

さらに、地域の特性を活かし、スポーツを「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」という観点から、誰もが参加できる取組に対する支援を強化すること。

#### (4) 文化を生かしたまちづくりの推進

地域の伝統芸能、歴史的・文化的景観や古民家、建造当時の技法による復元建造物など、有形無形の文化財等の地域資源を活用したコミュニティ再生や観光・産業の振興、国際的な芸術祭の開催など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援と合わせて、文化芸術人材の育成や雇用機会確保のための支援を更に充実・強化すること。

~~特にまた、文化財保護制度の見直しの趣旨に鑑み、~~地域における文化財の保存・継承・活用が総合的かつ一体的に図られるよう、**世界文化遺産や日本遺産、史跡・重要文化財**など、**地域固有の文化的資源を活用した地域活性化の取組**に対して、人材・財政の両面から一層の支援に努めること。

~~また、さらに、~~高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加し**やすくなるよう、手話通訳等の導入などのできる**取組の推進や、子どもたちへの教育における文化芸術活動の充実・強化を図ること。

#### (5) スポーツ・文化の成長産業化

スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育成、大学・社会人スポーツの活性化、ICT・食や健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

また、文化芸術資源を活用し、観光や産業、まちづくり、国際交流等の様々な関連分野との連携・統合強化を図り、地域経済の活性化につなげていくこと。

### 3 観光立国の実現に向けて—観光の基幹産業化—

#### (1) 受入体制・環境整備

地方における税関・出入国管理・検疫（C I Q）などについて、最先端技術の活用も図りながら、円滑な受入体制の整備・充実を図ること。

また、地方が取り組む外国語併記の観光案内標識や多言語コールセンターの設置、バリアフリー化の促進、平時は観光客用、災害時には避難者支援用となる無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、宿泊施設・文化施設等を含む観光施設のキャッシュレス対応化、免税店の拡大、災害時の情報伝達など緊急時の対応、人材の確保や育成などの環境整備への支援を行うこと。

さらに、すべての旅行者が全国各地を快適に観光できるよう、新幹線や高速道路などの高速交通網の整備促進と活用による「地方創生回廊」の完備、地方空港等の機能強化、訪日クルーズ旅客の受入環境の充実、交通系ICカードのさらなる利用拡大やエリアをまたぐ広域利用の実現、鉄道駅・バス停等への無料公衆無線LANの整備などの利便性向上、公共交通の利用促進や二次交通の維持・充実につながる地方ローカル線イベント列車の通年運行やバスロケーションシステムの整備、滞在型観光の促進に向けた新たなモビリティサービスの導入等に対する支援を強化すること。

#### (2) 魅力あるコンテンツの充実と情報発信等による戦略的な観光の推進

マーケティングやプロモーション等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・確立への支援に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度が創設される中、DMOについても、法的な制度も含めて、自主的かつ安定的な財源を確保しながら継続的に観光地経営を推進できる制度の構築を図ること。

その際、地域資源は豊富である一方、人材・資本面に乏しい農山漁村地域に対する支援に当たっては、地方創生の観点から十分に配慮すること。

また、魅力ある観光コンテンツの充実に向けて、滞在型・着地型観光の推進はもとより、農林水産業や食料品製造業など幅広い産業との連携による地域の特色ある「食」の提供や日本文化の体験、夜間観光メニューなどの多彩な観光商品づくりを積極的に支援するとともに、これらの地方の取組ならではの魅力を海外に向けて情報発信すること。

特に、東日本大震災から復興途上の東北地方や、熊本地震の影響を受けた九州地方への訪日外国人を増加させる政府主導のプロモーションなど、海外に対する情報発信を強化すること。



### (3) 観光の基幹産業化に向けた地方の取組への支援

観光産業の国際競争力を一層高めるとともに、増加する訪日外国人旅行者に対応するため、宿泊需要の地方分散、観光人材の育成やMICE誘致の推進等に努めること。

併せて、住宅宿泊事業法に関する附帯決議を踏まえた同法の適切な運用に努めるとともに、宿泊者等の安全確保を前提として、古民家などの多様な宿泊ニーズや地域の実情に応じた関係規制の在り方の検討等にも努めること。

また、観光は成長戦略と地方創生の大きな柱であり、地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な新たな財源を確保すること。

特に、~~平成31年1月7日から導入される~~「国際観光旅客税」については、政府目標では、地方部での外国人延べ宿泊者数を2030年までに2015年の5倍超とするとされていること、また、DMO等の取組も含め、これまでも地方は、観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

さらに、歴史・文化的な魅力の高い文化財、国立・国定公園や農山漁村等の景観、温泉資源、~~伝統工芸~~など、地方が持つ多様な観光資源を生かした広域観光周遊ルートの形成、サイクルツーリズムや農泊等の各種ツーリズムなど新たな観光開発等を積極的に支援すること。

加えて、特定複合観光施設（IR）区域制度については、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、カジノ事業に関しては、犯罪防止や青少年の健全育成、依存症対策等について、国として効果等を客観的に検証しながら最大限の施策を講じること。

なお、訪日外国人旅行者の増加が見込まれる中、外国人が安心して医療を受け、円滑な支払いができるよう、医療機関でのキャッシュレス化などに対する支援に取り組むとともに、訪日外国人による受診後の未払い問題も発生していることから、旅行保険の加入率向上のための啓発等にも取り組むこと。

### ~~(4) 特定複合観光施設について~~

~~特定複合観光施設区域整備法案が定める特定複合観光施設（IR）区域制度について、国による基本方針の作成や区域整備計画の認定、IR事業者の監督等所要の制度を規定するに当たっては、都道府県等に対する適切な情報提供と十分な事前協議を行うとともに、各地域の実情についても考慮したものとすること。~~

~~また、区域整備計画の認定に当たっては、選定における基準の明確化やプロセスの透明性の確保に努めること。~~

~~さらに、施行に当たっては、IR区域制度の趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、カジノ事業に関しては、犯罪防止や青少年の健全育成、依存症対策等について、国として効果等を客観的に検証しながら最大限の施策を講じること。~~